

防衛省訓令第34号

再就職等監察官の設置等に関する訓令を次のように定める。

平成27年10月1日

防衛大臣 中谷 元

再就職等監察官の設置等に関する訓令

改正 令和5年3月31日省訓第42号

(趣旨)

第1条 この訓令は、再就職等監察官の設置及び自衛隊法
(昭和29年法律第165号。以下「法」という。)第
5章第5節に規定する退職管理の運用に関し必要な事項
を定めるものとする。

(設置)

第2条 防衛人事審議会に、再就職等監察官を置く。

(任命)

第3条 再就職等監察官は、法第2条第5項に規定する隊
員としての前歴(常勤の再就職等監察官及び非常勤の隊

員としての前歴を除く。)を有しない者のうちから、防衛人事審議会再就職等監視分科会の議決を経て、防衛大臣が任命する。

(身分)

第4条 再就職等監察官のうち、一人を常勤とする。

2 前項に規定するもののほか、再就職等監察官は、非常勤とする。

(所掌事務)

第5条 再就職等監察官は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 法第65条の5に規定する調査に関すること。
- (2) 法第65条の3第3項及び第5項、第65条の4第6項及び第8項並びに第65条の7並びに自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号。以下「令」という。）第87条の10第1項及び第2項に規定する事項に係る防衛人事審議会再就職等監視分科会の意思決定に資する調査に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、防衛人事審議会の定めるところにより、防衛人事審議会再就職等監視分科会

の権限に属させられた事項の処理を補助すること。

附 則

この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日省訓第42号）（抄）

（施行期日）

第1条 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

（再就職等監察官の設置等に関する訓令の一部改正に伴う経過措置）

第6条 自衛隊法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第320号）附則第2条第2項の規定の適用がある間は、この訓令による改正前の再就職等監察官の設置等に関する訓令第6条の規定は、なおその効力を有する。